

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準

一 公表の対象となる行政処分

(一) 公表の対象となる行政処分は、栃木県公安委員会（以下「公安委員会」という。）において行った次の事項に掲げる行政処分とする。

ア 法第七条第一項に規定する認定の取消し

イ 法第二十二条第一項又は第二十五条第二項第一号に規定する指示処分

ウ 法第二十三条第一項又は第二十五条第二項第二号に規定する営業停止命令

エ 法第二十四条第一項又は第二十五条第二項第三号に規定する営業廃止命令

(二) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる場合は公表しないものとする。

ア 法第七条第二項、第二十三条第三項若しくは第二十四条第二項の規定による知事の同意又は法第二十三条第二項の規定による知事からの要請に際し、知事から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合

イ 公安委員会において当該処分の公表が適切でないと認められる特段の事情がある場合

二 公表の内容

行政処分の公表の内容は、次に掲げる事項とする。

(一) 認定証番号

(二) 自動車運転代行業者の名称又は記号

(三) 主たる営業所が所在する市町村

(四) 処分年月日

(五) 処分内容

(六) 処分理由

(七) 根拠法令

(八) 処分を行った公安委員会

三 公表の方法

公表は、当該行政処分実施後速やかに、栃木県警察のホームページに別記様式第十四号の内容を掲載することにより行うものとする。

四 公表の期間

公表の期間は、当該行政処分が行われた日から起算して二年間とする。